

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会図書室規程（昭和58年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
(利用時間) 第2条 図書室の利用時間は、鳥取県の休日を定める 条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に 規定する県の休日以外の日の午前8時45分から午後 <u>5時</u> までとする。ただし、図書室長（以下「室長」 という。）が必要があると認めたときは、この限り でない。	(利用時間) 第2条 図書室の利用時間は、鳥取県の休日を定める 条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に 規定する県の休日以外の日の午前8時45分から午後 <u>5時15分</u> までとする。ただし、図書室長（以下「室 長」という。）が必要があると認めたときは、この 限りでない。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。